

社会福祉法人 恵仁会 一般事業主行動計画

職員が、その能力を遺憾なく発揮し、その上で、仕事と生活の調和を保つことが可能とおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 目標

(1) 子供が生まれる男女職員へ、産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、育児中の社会保険料免除など制度の周知や、情報提供を行う。

内容)

- ・ 新人職員への周知。
- ・ 対象職員等へ適時な情報提供の実施。

実施時期)

平成 26 年 4 月～

(2) 育児休業後は現職又は現職相当職へ復帰できるように、支援を行う。

内容)

- ・ 対象職員の状況に応じ、育児休業後は、現職又は現職相当職に復帰できるよう、可能な範囲内で業務内容や業務体制の見直しを行う。

実施時期)

平成 26 年 4 月～